

(ウ) リハビリテーション体制の確立

○現況と課題○

秩父圏域の高齢化率の大幅な上昇については、(ア)で述べたとおりですが、一般的に、高齢になるに従い、脳卒中や心筋梗塞を発症したり、日常生活や事故による骨折の確率が高くなります。脳血管疾患や骨折などによる障がいの残存は、早期の回復期リハビリテーションにより予防し、在宅で療養できるようになります。回復期リハビリテーションとは、脳血管疾患、大腿骨頸部骨折などの患者に対して、ADL（日常生活活動）能力の向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的とした集中的なリハビリを行うもので、医師、看護師、理学療法士、作業療法士などが共同で、それぞれの患者に合ったプログラムを作成し、これに基づいて実生活の自立を目指したものです。回復期リハビリテーションを実施するためには、十分なスタッフや設備を備えていることが望ましいとされていますが、現在、この取組を実施している医療機関は非常に少なく、圏域内の取組は始まったばかりです。

こういった状況に対応し、平成21年度より、埼玉県地域保健医療計画のうち秩父圏域の重点事項として回復期リハビリテーションの取組が追加されました。これは、高齢化率の上昇に伴い、住民のニーズが高まる予想されたためです。

平成22～23年度は、回復期リハビリテーションに取り組む医療機関に対して、一定額の支援を行ってきました。

また、平成25年度から、リハビリテーション分科会では、高齢に伴い増加する「ロコモティブシンドrome（骨や筋肉、関節などの障害により要介護となるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまうこと）」の発症予防に役立つ健康体操（ちちぶお茶のみ体操）の普及や予防医療分科会では予防医療を充実させるための減塩対策（特定健診における尿中塩分測定・食習慣調査のデータを活用した保健指導）等の取り組みを実施しました。

○今後の展望○

前述のとおり、現在の秩父圏域の状況を考慮すると、リハビリテーションに対する住民のニーズは高くなっていくことが予想されます。また、秩父圏域は、都心に隣接し、豊かな自然と歴史・文化が残る地域であり、他の先進地域のように、リハビリテーションを地域全体で取り組んでいくことができる可能性を秘めています。

今後は、秩父地域の高齢化率の伸びと限られている医療資源（ヒト・モノ・カネ）を考えれば、回復期リハビリテーションだけではなく、リハビリテーションの取り組みを秩父地域全体で考えていかなければなりません。具体的には、秩父地域でリハビリテーションについて計画を策定するとともに、予防医療やリハビリ医療に関する事業の充実を図ります。これらの取り組みについては、ちちぶ医療協議会で協議し、対応していきます。

○主要事業○

定住自立圈形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ウ) リハビリテーション体制の確立

圏域におけるリハビリテーション体制を確立するため、需要を調査・検証した上で、
圏域内外の医療機関等と連携し、回復期リハビリテーションを中心とした事業を実施する。

○取組の成果指標○

指標	ちちぶお茶のみ体操の講習会等への参加者数（実数）				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	200人	220人	240人	260人	280人
実績					

① リハビリテーション体制を確立するための計画作り

事業名	秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定					11	関係市町名
事業概要	秩父地域のリハビリテーションの取組の方向性を打ち出すために秩父地域リハビリテーション計画（仮称）の策定を行う。						秩父市（地域医療対策課、市立病院事務局） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局）
成果	計画の策定により、秩父地域の方向性が明確化されるとともに、国や県が運営するリハビリテーションセンターの誘致活動に寄与することなどが期待される。						
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、計画策定に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど作成に協力する。						
事業費 (千円)	R2 ^(※1) 32,700 の内数	R3 ^(※1) 34,500 の内数	R4 ^(※1) 34,500 の内数	R5 ^(※1) 34,500 の内数	R6 ^(※1) 34,500 の内数	計 170,700 の内数	
※1 以下の4事業との合計額							
医療分野（ア） （ウ） 保健・福祉分野（ア） ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 ・「予防医療に関連する事業の実施」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」 ・『私の療養手帳』推進事業							
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 6,540	R3 6,900	R4 6,900	R5 6,900	R6 6,900	計 34,140	
市負担額	6,540	6,900	6,900	6,900	6,900	34,140	
各町負担額	6,540	6,900	6,900	6,900	6,900	34,140	
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。							

② 予防医療を充実させる取組

事業名	予防医療に関する事業の実施		12	関係市町名					
事業概要									
健康寿命を延伸するために地域住民の生活習慣改善と健康増進を目的とする事業を行う。また、ロコモティブシンドロームの発症予防のため「ちちぶお茶のみ体操」の普及、老化に伴う筋力や活動の低下を改善するためのフレイル予防に関する取組みを行う。				秩父市(地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター、市立病院事務局) 横瀬町(健康づくり課) 皆野町(健康福祉課) 長瀬町(健康福祉課) 小鹿野町(保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局)					
減塩対策への取組みとして、減塩リーフレットの作成、配布を行う。									
成果	住民が自らの健康状態を把握することにより、健康に対する意識が向上する。リハビリテーションが必要となる疾患の発症を防ぎ、重症化を予防することが期待できる。								
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ医療協議会において、専門家等の意見を踏まえ、予防医療に関する企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。								
事業費 (千円)	R2 ^(※1) の内数	R3 ^(※1) の内数	R4 ^(※1) の内数	R5 ^(※1) の内数	R6 ^(※1) の内数				
	32,700 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	170,700 の内数				
※1 以下の4事業との合計額									
事業費 (千円)	医療分野 (ア) ・「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 (ウ) ・「秩父地域リハビリテーション計画(仮称)策定」 ・「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」								
	保健・福祉分野 (ア) ・『私の療養手帳』推進事業								
国県補助事業等の名称・補助率等									
該当なし									
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方									
	R2	R3	R4	R5	R6	計			
市負担額	6,540	6,900	6,900	6,900	6,900	34,140			
各町負担額	6,540	6,900	6,900	6,900	6,900	34,140			
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。									

③ リハビリテーション体制充実に向けた人材の確保育成

事業名	リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成					13	関係市町名		
事業概要						秩父市(地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター、市立病院事務局) 横瀬町(健康づくり課) 皆野町(健康福祉課) 長瀬町(健康福祉課) 小鹿野町(保健課、福祉課、小鹿野中央病院事務局)			
成果	リハビリ専門職の確保育成を行うことにより、脳血管疾患や心疾患、骨折等を患う人の早期回復、社会復帰を図ることができ、急性期から回復期、維持期へと切れ目ないリハビリテーションを提供できる連携体制の構築が期待できる。								
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ医療協議会において、秩父郡市医師会や専門家等の意見を踏まえ企画立案を行う。各町は原案に各町の状況を反映させるなど原案作成に協力する。								
事業費 (千円)	R2 ^(※1) の内数	R3 ^(※1) の内数	R4 ^(※1) の内数	R5 ^(※1) の内数	R6 ^(※1) の内数	計			
	32,700 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	34,500 の内数	170,700 の内数			
※1 以下の4事業との合計額 医療分野 (ア) ·「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 (ウ) ·「秩父地域リハビリテーション計画(仮称)策定」 ·「予防医療に関する事業の実施」 保健・福祉分野 (ア) ·『私の療養手帳』推進事業									
国県補助事業等の名称・補助率等									
該当なし									
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方									
	R2	R3	R4	R5	R6	計			
市負担額	6,540	6,900	6,900	6,900	6,900	34,140			
各町負担額	6,540	6,900	6,900	6,900	6,900	34,140			
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。									

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 圏域内での様々な取組に関する研究

温水プールなどを活用してリハビリテーションに関する様々な取組を秩父圏域で実施できるかについて実務者による研究を行う。

(1) 生活機能の強化に係る政策分野

イ 保健・福祉

○施策体系○

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

①住民を対象とした保健福祉事業の合同開催

②地域包括ケアを充実させる取組

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

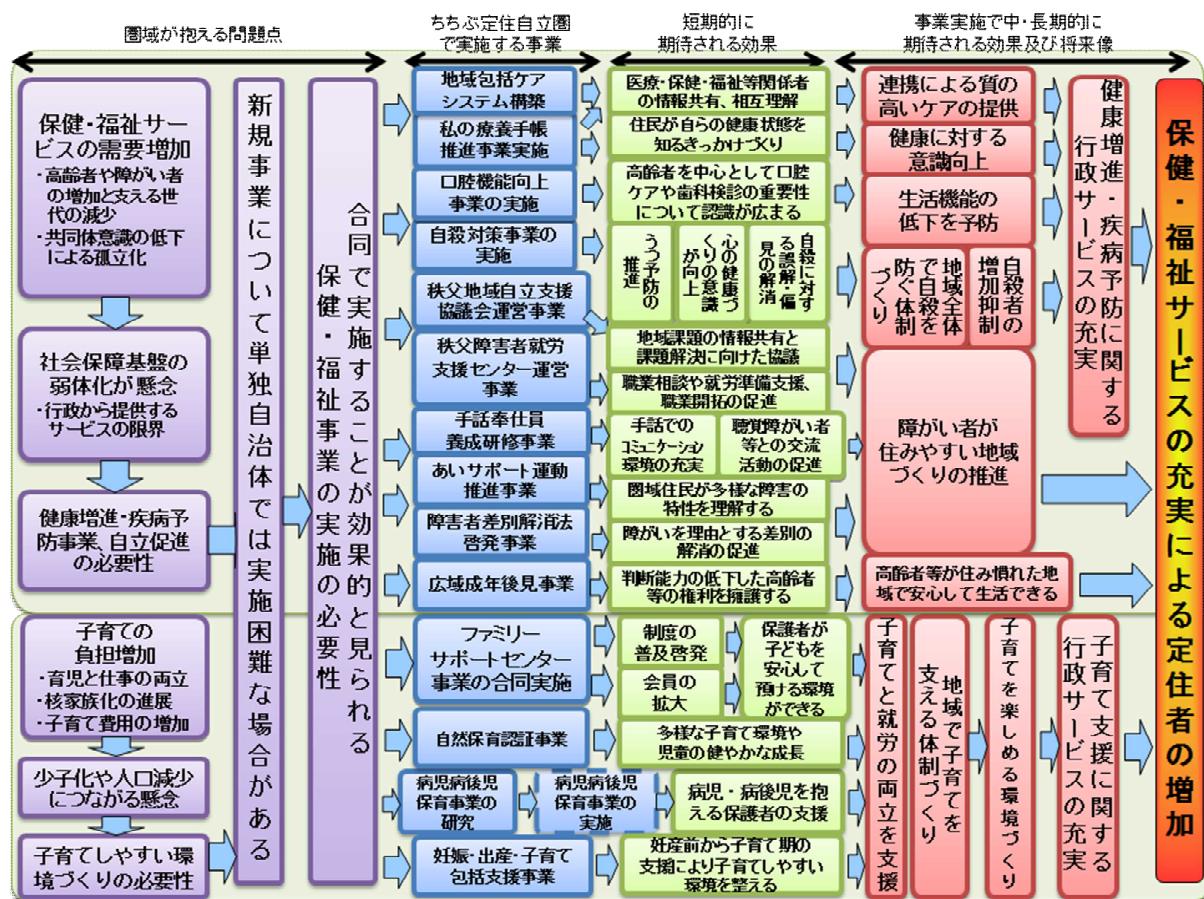
①ファミリー・サポート・センター事業の合同実施

②病児・病後児保育事業の研究

③自然保育施設への支援

④妊娠・出産・子育て包括支援事業

○戦略図○



(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

○現況と課題○

近年、高齢者や障がい者など支援が必要な人の増加と支える世代の減少、共同体意識の低下による孤立など、ライフスタイルや社会環境の変化による様々な社会的要因により、保健・福祉サービスの需要が増加しています。保健・福祉サービスの需要の増加は、医療費の増加とともに財政を圧迫しており、大きな社会問題となっています。また近年、健康問題や生活不安、家庭環境等の問題による自殺者が増加しており、その対策が急務となっています。

しかしながら、現在の税財源のままでは、保健・福祉サービスを維持していくことは非常に困難であると予想され、社会保障制度の弱体化が懸念されています。高齢者や障がい者が地域で健康的に安心して暮らし続けるためには、当事者が主体的に取り組むことや家族等の支援に加え、社会全体として個人の行動変容を支援していく環境を整備することがより一層必要となっています。

保健・福祉サービスは各自治体で取り組んでいますが、限られた財源の中で維持・向上させていくためには、住民が健康の重要性を自覚し、健康的な生活習慣を理解できるような健康増進・疾病予防事業に取り組んでいくことも重要になってきます。しかし、必要性は認識していても、人員体制などが整わず事業に取り組めない自治体が出ることで、健康増進や疾病予防、自立促進の取組について圏域内で格差が生じる可能性があります。そこで、1市4町が連携して実施することが効果的と認められた事業については、合同で事業を実施することにより、圏域全体の保健・福祉サービスの向上を図りたいと考えています。

○今後の展望○

今後も、圏域全体に共通する課題については、定住自立圏事業として取り組むことで、効果的・効率的な実施を目指します。

当面は、圏域全体で実施する事業として、「私の療養手帳」推進事業、口腔機能向上事業、自殺対策事業、「秩父地域自立支援協議会」運営事業、障害者就労支援センター運営事業、手話奉仕員養成研修事業、障害者差別解消法啓発事業の7事業に取り組みます。

さらに、住民が高齢になっても安心して地域で生活を続けられるように医療・介護・保健・福祉の連携を図る地域包括ケアを充実させる取組について、圏域全体で協議・検討をはじめます。

「私の療養手帳」推進事業は、地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして作成し、それを普及しようというものです。これにより、支援に係わる関係職種（多職種）間での情報共有、相互理解が行われ、連携促進により質の高いケアにつながること、さらに、医療情報を自ら管理することにより健康に対する意識の向上が期待されます。

口腔機能向上事業は、様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、口腔機能の向上¹につながる取組みや歯科検診の重要性について普及啓発を行うものです。この実施により、口腔機能の低下から引き起こされる誤嚥性肺炎などの疾病の

予防、また、歯科検診の重要性に関して意識が向上することが期待されます。

広域成年後見事業は、成年後見事業を法人が安定的・効率的に実施するものですが、ちちぶ定住自立圏としての支援についての枠組みは維持しながら今後は、各市町村及び社協による意見交換の機会を設けます。

自殺対策事業は、精神保健の普及啓発や相談体制の充実、自死遺族へのケアなど自殺対策に関する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行うものです。この取組により、うつ病に対する理解を深め孤立を防止し、自殺に対する誤解や偏見がなくなることなどにより心の健康づくりが推進され、自殺者の増加を抑制することが期待されます。

「秩父地域自立支援協議会」運営事業は、相談支援体制の機能共有と評価、地域の関連機関のネットワークの構築、困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善、権利擁護に関すること等を協議する場を圏域全体で設置し運営します。障害者就労支援センター運営事業は、障がい者の職業相談や就職準備支援、職場開発、職場実習支援、職場定着支援等を促進する事業を運営、手話奉仕員養成研修事業は、国の

「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）」に定める手話講習カリキュラムに準じた講習会を実施し、手話奉仕員養成研修を修了した方を対象に「埼玉県手話通訳者講習会【手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ】」を受講するための技術を養成する研修を開催します。障害者差別解消法啓発事業は平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されたことに伴い秩父地域に在住している障がい者が障がいを理由とする差別の解消の促進を図るため、秩父圏域の住民、民間事業者や市・町職員に対し、必要な啓発活動を行います。これらの取組により、障がい者の自立支援を促進し、障がい者が住みよい地域づくりを促進することが期待できます。さらに、あいサポート運動推進事業は、障がいのある方への理解や手助け、配慮を実践し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会を築くことが期待されます。

今後、上記7事業及び「地域包括ケアを充実させる取組」など、圏域全体で取組むことが効果的と見られる保健福祉事業については、合同で事業を展開して、多様な住民ニーズに応えていくことを予定しています。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(ア) 住民を対象とした保健福祉事業の充実

住民を対象とした保健福祉事業の充実をめざし、合同で実施することが効果的・効率的と認められたものについて実施する。

¹ 口腔機能の向上の取組には、口腔内の衛生状態の維持・改善、摂食(せっしょく)・嚥下(えんげ)等口腔機能の維持・改善がある。

○取組の成果指標○

指標 1	「私の療養手帳」の活用者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	1,500 人	1,600 人	1,700 人	1,800 人	1,900 人
実績					
指標 2	口腔機能向上講演会参加者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
実績					
指標 3	意見交換会等の実施回数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実績					
指標 4	自殺予防フォーラム・講演会の参加人数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	500 人	500 人	500 人	500 人	500 人
実績					
指標 5	秩父地域自殺予防対策連絡会の研修会実施回数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
実績					
指標 6	ゲートキーパー養成講座の実施回数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回
実績					
指標 7	秩父障害者就労支援センター運営事業障がい者就労者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
実績					
指標 8	講演会の参加者数				
	R2	R3	R4	R5	R6
目標	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人
実績					

① 住民を対象とした保健福祉事業の合同開催

事業名	「私の療養手帳」推進事業					14	関係市町名
事業概要	地域では散在しがちな在宅療養者の情報を利用者の元に集約し、支援者が共有できるツールとして「私の療養手帳」を発行し、これを秩父圏域で普及させる。 ※実施主体：「私の療養手帳」委員会、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会の3者。						秩父市（地域医療対策課、高齢者介護課、包括支援センター、保健センター） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課、福祉課）
成果	平成25年6月18日に秩父郡市医師会内に「私の療養手帳」委員会を設置、「私の療養手帳」を作成し、平成25年10月15日に配布を開始した。この事業を推進することにより、支援に係わる関係職種間での連携が促進され、在宅療養者の意思を尊重した質の高いサービス提供が可能となり、さらに、ケアの継続性の確保、医療介護事故の防止、専門職の育成につながることが期待される。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して企画立案・運営する。						
事業費 (千円)	R2 ^(※1) 34,500 の内数	R3 ^(※1) 34,500 の内数	R4 ^(※1) 34,500 の内数	R5 ^(※1) 34,500 の内数	R6 ^(※1) 34,500 の内数	計 172,500 の内数	
※1 以下の4事業との合計額 医療分野 (ア) •「医療従事者相互派遣等による有効的な人材活用を行うための医師・医療スタッフの確保」 (ウ) •「秩父地域リハビリテーション計画（仮称）策定」 •「予防医療に関する事業の実施」 •「リハビリテーション医療に従事する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の確保育成」							
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 6,900	R3 6,900	R4 6,900	R5 6,900	R6 6,900	計 34,500	
市負担額	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	34,500	
各町負担額	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	34,500	
医療支援枠として各市町が直接ちちぶ医療協議会に支出する。							

事業名	口腔機能向上事業					15	関係市町名
事業概要	様々な疾患の原因となっている口腔機能の低下を防ぐため、口腔機能の向上につながる取組や歯科検診の重要性について普及啓発を行う。						秩父市（高齢者介護課、包括支援センター、保健センター） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（保健課）
成果	口腔機能の低下は、結果的に免疫力などが低下して、感染症など、様々な病気になりやすくなり、寝たきりや認知機能の低下にもつながるものであるため、疾病的予防や「健康寿命 ² 」の延伸が期待できる。また、歯科検診の重要性に関して意識の向上も期待できる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して企画立案・運営する。						
事業費 (千円)	R2 800	R3 800	R4 800	R5 800	R6 800	計 4,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 432	R3 432	R4 432	R5 432	R6 432	計 2,160	
市負担額	432	432	432	432	432	2,160	
各町負担額	92	92	92	92	92	460	

² WHO が提唱した新しい指標で、病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を平均寿命から差し引いた寿命。

事業名	広域成年後見事業					16	関係市町名		
事業概要	<p>判断能力の低下した高齢者等の財産管理や消費者被害防止の面等、本人の権利を擁護するための成年後見事業を、個人の後見人ではなく、法人が安定的・効率的に実施するもの。</p> <p>成年後見制度（法人後見）について、ちちぶ定住自立圏としてどのように取組みを進めるか枠組みを残しながらか、1市4町と社会福祉協議会で意見交換の機会を設ける。</p>					秩父市（高齢者介護課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（包括支援センター） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）			
成果	秩父地域が一体となって法人後見業務に取り組み、事業規模を大きくし、専門性を高めることで、後見事業の信頼、安定、効率化等を図ることができる。								
関係市町の役割分担	秩父市は関係団体との連絡調整や負担金の支出を行う。関連する事業の周知等については市町で協力して行う。								
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計			
	0	0	0	0	0	0			
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし								
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方									
	R2	R3	R4	R5	R6	計			
市負担額	0	0	0	0	0	0			
各町負担額	0	0	0	0	0	0			

事業名	自殺対策事業					17	関係市町名
事業概要	<p>自殺対策基本法³に基づき、自殺対策に関する各種事業を実施し、圏域全体で自殺を予防する体制づくりを行う。</p> <p>自殺総合対策における当面の重点施策を以下の10項目とし取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「地域住民一人ひとりの気づきと見守りを促す」 (2) 「自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る」 (3) 「心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する。」 (4) 「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」 (5) 「社会全体の自殺リスクを低下させる」 (6) 「自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ」 (7) 「遺された人への支援を充実する」 (8) 「民間団体との連携を強化する」 (9) 「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」 (10) 「勤務問題による自殺対策を更に推進する」 <p>※この事業は、秩父市の行うセーフコミュニティ活動を兼ねるものとする。</p>						
成果	圏域全体で自殺対策に取り組むことにより、うつ病に対する理解を深め孤立を防止するとともに、自殺に対する誤解や偏見がなくなることが自殺予防対策の推進に繋がり、自殺者の抑制が図れると期待される。						
関係市町の役割分担	埼玉県秩父保健所と連携しながら、各市町が協力して企画立案・運営をする。						
事業費 (千円)	R2 850	R3 850	R4 850	R5 850	R6 850	計 4,250	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 458	R3 458	R4 458	R5 458	R6 458	計 2,290	
市負担額	458	458	458	458	458	2,290	
各町負担額	98	98	98	98	98	490	

³ 自殺対策基本法とは、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。

事業名	「秩父地域自立支援協議会」運営事業					18	関係市町名
事業概要	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、相談支援事業をはじめとする秩父地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場を設置し運営する。また、基幹相談支援センターの設置運営を行う。						秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）
成果	秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。						
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	R2 200 (13,632)	R3 0 (13,632)	R4 0 (13,632)	R5 0 (13,632)	R6 0 (13,632)	計 200 (68,160)	
国県補助事業等の名称・補助率等	基幹相談支援センターの設置運営に係る経費は、地域生活支援事業費補助金として各市町で国庫50%(*), 県費25%(*)の歳入がある。 (*): 国県の予算範囲内での交付となるため、上限値。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	基幹相談支援センターの設置運営に係る経費は、定住自立圏としての費用負担はないが、次の計算式のとおり負担する。 計算式：負担額 = 人口割（総額の50%）+ 手帳所持者数割（50%） ただし、各町負担額は1,000円未満切り捨てのうえ、端数を秩父市負担とする。 (令和2年度の負担予定額) 秩父市：8,492千円、横瀬町：1,087千円、 皆野町：1,380千円、長瀬町：965千円、小鹿野町：1,708千円						

事業名	秩父障害者就労支援センター運営事業					19	関係市町名
事業概要	秩父郡市内の障がい者の自立と社会参加を促進するため、秩父障害者就労支援センター（愛称：キヤップ）を設置・運営委託し、職業相談や就労準備支援、職場開拓等の障がい者の就労に必要な事業を実施する。						秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）
成果	秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。						
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	R2 6,000	R3 6,000	R4 6,000	R5 6,000	R6 6,000	計 30,000	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 3,232	R3 3,232	R4 3,232	R5 3,232	R6 3,232	計 16,160	
市負担額	3,232	3,232	3,232	3,232	3,232	16,160	
各町負担額	692	692	692	692	692	3,460	

事業名	手話奉仕員養成研修事業					20	関係市町名
事業概要	秩父地域内の聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するとともに、手話通訳者を目指す方向けに技術の向上を図る。					秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀞町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）	
成果	秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。						
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	R2 1,153	R3 1,126	R4 1,216	R5 1,153	R6 1,126	計 5,774	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 621	R3 606	R4 656	R5 621	R6 606	計 3,110	
市負担額	133	130	140	133	130	666	
各町負担額							

事業名	あいサポート運動推進事業					21	関係市町名
事業概要	秩父地域内のすべての住民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っている時に「ちょっとした手助け」を行うためあいサポート運動を実施する。						秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）
成果	秩父地域一体となって障がい者の自立支援に取り組むことで、圏域全体での支援の充実につながり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図る。						
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	R2 747	R3 800	R4 800	R5 800	R6 800	計 3,947	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 403	R3 432	R4 432	R5 432	R6 432	計 2,131	
市負担額	86	92	92	92	92	454	
各町負担額							

事業名	障害者差別解消法啓発事業					22	関係市町名
事業概要	秩父地域に在住している障がい者が、障がいを理由とする差別の解消の促進を図るため、秩父圏域の住民、民間事業者や市・町職員に対し、必要な啓発活動を行う。						秩父市（障がい者福祉課） 横瀬町（健康づくり課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（福祉課）
成果	秩父地域が一体となって障害者差別解消法に係る啓発活動を実施することにより、障害者差別解消法に対して秩父圏域全体で理解・認知することに繋がり、障がい者が住みやすい地域づくりの推進を図ることができる。						
関係市町の役割分担	障がい者福祉関係団体との連携のもと、1市4町で協力して事業を推進する。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	390	390	390	390	390	1,950	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	210	210	210	210	210	1,050	
各町負担額	45	45	45	45	45	225	

② 地域包括ケアを充実させる取組

事業名	地域包括ケアに関する事業の実施					23	関係市町名
事業概要	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けられるよう、在宅医療体制の推進と包括的な支援『ちちぶ版地域包括ケアシステム 愛称：いきあいシステム』を秩父圏域の医療、介護、福祉、警察、消防、行政などの多職種が継続的に連携し推進していく。						秩父市(高齢者介護課、包括支援センター、地域医療対策課、保健センター、市立病院事務局、地域医療連携室) 横瀬町(健康づくり課) 皆野町(健康福祉課) 長瀬町(健康福祉課) 小鹿野町(保健課、福祉課)
成果	「地域包括ケア」を推進する関係機関の連携・協力体制が構築されることで高齢者や障がい者、またその家族が可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるようになる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して企画立案・運営する。						
事業費 (千円)	R2 0 (8,000)	R3 0 (8,000)	R4 0 (8,000)	R5 0 (8,000)	R6 0 (8,000)	計 0 (40,000)	
国県補助事業等の名称・補助率等	上段：定住自立圏での支出額 下段：その他財源での支出額 地域支援事業費補助金により、各市町で国から38.5%、県から19.25%の歳入がある。その他事業費は各市町で19.25%、介護保険料で23.0%の負担となる。						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	定住自立圏としての費用負担はないが、均等割り及び人口割りにより次のとおり負担する。 秩父市：4,321千円、横瀬町：857千円、皆野町：958千円、長瀬町：781千円、 小鹿野町：1,083千円						

○今後想定される事業○

圏域において効果が見込まれる事業を、順次企画し実施予定。

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

○現況と課題○

近年、人々のライフスタイルの変化などにより、核家族化の進展や子育てにかかる費用の増大、育児と仕事を両立しなければならない保護者の増加などにより、以前よりも子育ての負担が増加しています。これにより子育てに対する意欲や関心をなくしてしまうことは、少子化の原因になりかねません。少子化の進行は、人口減少をもたらすだけではなく、地域社会の活力低下、税や社会保障の世代間負担にゆがみが生じるなど様々な分野で影響をもたらします。この影響を最小限とするためには、行政として保護者が子育てしやすい環境づくりを行っていく必要があります。

実際に、秩父圏域の合計特殊出生率をみると、平成 29 年度は 1.23 で、埼玉県平均の 1.36、全国の 1.43 に及ばず、さらには人口を維持するのに必要とされる 2.07 を大幅に下回っており、十分な数値とはいえません⁴。

既に、子育て支援に関する行政サービスについては様々な取組が行われていますが、今後、子育てしやすい環境づくりを行うためには、保護者の現状に対応したサービスをさらに充実させていくことが重要です。しかしながら、今後、必要性を認識していくても、財政状況や人員体制の事情などにより、さらなる充実は困難と判断せざるを得ない自治体が出てくると予想されます。

この状況を開拓するために、単独の自治体では実現が難しい事業について、圏域内の 1 市 4 町が連携して、合同で子育て支援及び児童福祉の事業を実施することが重要です。

○今後の展望○

当面は、子育て支援及び児童福祉に関する事業のうち、実施することが効果的と見られるファミリー・サポート・センター事業の合同実施、病児・病後児保育事業の実施に向けた研究を行います。これらにより、圏域内の子育てに関する行政サービスを充実させ、子育てと就労の両立支援と地域で子育てを支える体制づくりを目指し、子育てを楽しめる環境づくりを実現する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。当初は、秩父市と横瀬町で事業を行なっていましたが、平成 22 年度下半期より皆野町・長瀬町・小鹿野町に事業を拡大しております。利用実績は 432 件（平成 30 年度）、会員数は 316 名（平成 31 年 3 月末時点）となっています。本事業は、子育ての相互援助活動であるため、依頼会員と提供会員の圏域内全域で拡大していく必要があります。会員拡大を目指し、各町、市において有効な周知・啓発方法を検討いたします。また、1 市 4 町のファミリー・サポート・センター事業担当者で定期的に集まり、事業の進捗や課題等を検討し、サービス充実に向け連携を図ります。

病児・病後児保育事業は、地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となつた場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業のことであり、病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型の 3

⁴ 埼玉県調べ。合計特殊出生率 2.07 は人口置換水準とも呼ばれ調査対象や時期により若干の変動がある。

類型があります。この事業は、必要性が認められるものの、実施にあたって医師や看護師、保育士の人数要件が定められており、運営コストが相当かかることが見込まれています。このため、まずは、事業の継続性について、国県の補助制度や他地域の事例を見ながら、秩父圏域で実現できるかどうか研究する予定です。実現できた場合には、病児・病後児を抱える保護者の子育てと就労の両立を支援できることが見込まれます。

なお、圏域の豊かな自然を活かした子育て支援を行っている施設を「自然保育を行う園」として認証する「ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度」について、制度の適切な運用を継続します。

○主要事業○

定住自立圏形成協定で締結した内容に基づき、以下の主要事業を実施します。

【形成協定】

(イ) 子育て支援及び児童福祉の充実

ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育などをはじめとした秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査するとともに、現在の体制を検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業を実施する。

○取組の成果指標○

指標 1 ファミリー・サポート・センター会員数		R2	R3	R4	R5	R6
目標	330 人					
実績						
指標 2 病児・病後児保育事業の研究を合同で実施した回数		R2	R3	R4	R5	R6
目標	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実績						
指標 3 認証した園における重大事故の発生件数		R2	R3	R4	R5	R6
目標	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
実績						
指標 4 妊娠・出産・子育て包括支援事業利用者数		R2	R3	R4	R5	R6
目標	350 人					
実績						

① ファミリー・サポート・センター事業の合同実施

事業名	ファミリー・サポート・センター事業					24	関係市町名		
事業概要	<p>ファミリー・サポート・センターとは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。</p>					秩父市（こども課） 横瀬町（子育て支援課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）			
成果	<p>ファミリー・サポート・センター事業を合同で実施することにより、秩父圏域での事業の普及啓発や会員の拡大が図られ、安心して子育てができる環境を提供することができる。</p> <p>※予算が減額しても、委託先に事業の効率化を促し、これまでと同じ事業効果を生み出していくよう努めていく。</p>								
関係市町の役割分担	<p>秩父市は、関係団体との連絡調整を行い、事業を主体的に運営する。各町は、事業の普及啓発、会員の拡大を図る。</p>								
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計			
	1,500 (4,800)	1,500 (4,800)	1,500 (4,800)	1,500 (4,800)	1,500 (4,800)	7,500 (24,000)			
国県補助事業等の名称・補助率等	<p>上段：ちちぶ定住自立圏としての支出額 下段：国 子ども・子育て支援交付金 1,100 千円 県 子育て援助活動支援事業費補助金 (ファミリー・サポート・センター事業) 1,100 千円</p>								
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方									
	R2	R3	R4	R5	R6	計			
市負担額	808	808	808	808	808	4,040			
各町負担額	173	173	173	173	173	865			
支出額は事業費から国・県補助金 (2,200 千円) 及び秩父市単独負担額 (1,100 千円) を除いた額で算出。									

② 病児・病後児保育事業の研究

事業名	病児・病後児保育事業の研究					25	関係市町名
事業概要	病児・病後児保育事業を秩父圏域で実現できるかどうかについて調査・研究を行い、合同実施を目指す。						秩父市（こども課） 横瀬町（子育て支援課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（住民課）
成果	事業の継続性の見通し立てば、病児・病後児保育事業を秩父圏域で実施することができる。事業の実現により、病気中及び病気の回復期にある児童を、施設で一時的に預かることができ、保護者の子育てと就労の両立を支援することができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は、事業の実施にあたり、効果的かつ効率的な実施方法について調査を行う。各町は、秩父市が実施する調査・研究に協力する。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	0
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方	事業の進捗を踏まえて検討する。						

③ 自然保育施設への支援

事業名	自然保育認証事業					26	関係市町名
事業概要	秩父圏域の豊かな自然環境を活かし野外での保育又は幼児教育等を行う園を、「ちちぶ定住自立圏自然保育認証制度」に基づく「自然保育を行う園」として認証する。認証を受けた園に対しては、指導監査を年1回以上実施する等、認証制度を適切に運用していく。						秩父市（地域政策課、こども課） 横瀬町（まち経営課、子育て支援課） 皆野町（総務課、健康福祉課） 長瀞町（企画財政課、健康福祉課） 小鹿野町（総合政策課、住民課）
成果	森林の癒しや自然豊かな子育て環境がつくられるとともに、自然保育を行う園において児童に健やかに育ってもらうことができる。						
関係市町の役割分担	秩父市は、ちちぶ定住自立圏推進委員会事務局として、認証制度の全体的な運用（審査、指導監査の実施等）を担う。園が所在する市町は、認証の申請窓口を担う。						
事業費 (千円)	R2	R3	R4	R5	R6	計	
	0	0	0	0	0	0	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2	R3	R4	R5	R6	計	
市負担額	0	0	0	0	0	0	
各町負担額	0	0	0	0	0	0	

④ 妊娠・出産・子育て包括支援事業

事業名	妊娠・出産・子育て包括支援事業					27	関係市町名
事業概要	一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向け、妊娠前から子育て期に渡り、妊娠、出産、子育てに関する様々な悩み等に円滑に対応するため、専門職（助産師、保健師）等による相談支援を実施し、支援体制を整え、妊産婦等に対し、きめ細かい支援を実施する。						秩父市（保健センター、地域医療対策課、こども課） 横瀬町（子育て支援課） 皆野町（健康福祉課） 長瀬町（健康福祉課） 小鹿野町（子育て包括支援室）
成果	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みを解消し、妊娠前から子育て期に渡る切れ目のない支援を実施し、子育てしやすい環境を整え、安心して子育てをすることができる。						
関係市町の役割分担	各市町が協力して企画立案・運営する。						
事業費 (千円)	R2 3,122	R3 3,122	R4 3,122	R5 3,122	R6 3,122	計 15,610	
国県補助事業等の名称・補助率等	該当なし						
関係市町の費用負担割合に係る基本的な考え方							
	R2 1,682	R3 1,682	R4 1,682	R5 1,682	R6 1,682	計 8,410	
市負担額	360	360	360	360	360	1,800	
各町負担額							

○今後想定される事業○

主要事業により一定の成果が出た後、政策効果をさらに高めるため、実施することが想定される事業は以下のとおりです。

① 病児・病後児保育事業の実施

病児・病後児保育事業の研究の結果、効果的・効率的と認められれば、秩父圏域の合同事業として実施します。

② 子育て支援拠点施設等の整備

秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需要を調査・検証した上で、住民のニーズに的確に対応できる箇所に施設を整備又は既存施設の改修を検討します。

③ 子育て支援拠点施設等の合同運営

秩父圏域の子育て支援及び児童福祉を充実させるため、需用を調査・検証した上で、合同で実施することが効果的・効率的と認められた事業の実施を検討します。